

平成23年5月23日

各 位

会 社 名 三相電機株式会社 代表者名 代表取締役社長 黒田 直樹 (JASDAQ・コード6518) 問合せ先 役職・氏名 取締役 岡本 富男 電話 079-266-1200

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月18日開催 予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

会社法第 427 条第1項の規定に基づき、取締役、監査役および会計監査人が期待された役割を十分 に発揮できるように、それぞれとの間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定款第 33 条第2項および同第3項として新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款 変更案 (損害賠償責任の一部免除) 第33条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。) 及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 (新設> (損害賠償責任の一部免除) 第33条 <現行どおり> (担害賠償責任の一部免除) 第33条 <現行どおり> (担害賠償責任の一部免除) 第33条 <現行どおり> (担害賠償責任の一部免除) 第33条 <現行どおり> (担害賠償責任をいる) 第33条 <現行どおり> (担害賠償責任をいる) 第33条 <見行どおり> (担定といる) 第33条 <見行どおり> (対象を含む、ことによる) 第4分が出席される額とする 第2約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、注金が出席される額とする		
第33条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役で あった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人 であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償 責任を、法令が定める範囲で免除することがで きる。 (新設> 第33条 〈現行どおり〉 (現行とおり〉 (本語の大力を含む。)の当会社に対する損害賠償 責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 (本語)〉 (本	現行定款	変更案
3 当会社は、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 類は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額。または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(損害賠償責任の一部免除) 第33条 当会社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役で あった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人 であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償 責任を、法令が定める範囲で免除することがで きる。	(損害賠償責任の一部免除) 第33条 <現行どおり> ② 当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 ③ 当会社は、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成23年6月18日 平成23年6月18日